

平成21年度予算編成方針を次のとおり定める。

平成20年11月4日

登別市長 小笠原 春 一

平成21年度予算編成方針

我が国の経済は、米国発の金融不安を背景に海外経済が減速し、国内企業の輸出の鈍化や原材料高による収益圧迫も続いています。この10月には米国や欧州各国で大胆な金融安定化の試みが矢継ぎ早に行われ、我が国においても金融機関に対する公的資金枠の拡大や2次に及ぶ経済対策に取り組んでいます。戦後最悪の金融危機を今後も各国が協調して乗り切れるかどうかは未だ不透明な状況にあります。

10月の月例経済報告では国内景気について、その基調判断を「弱まっている」として前月より引き下げ、先行きについても「世界経済が減速する中、下向きの動きが続くとみられる」とし、金融市場の混乱などから「さらに厳しいものとなるリスクが存在する」としており、日本経済も厳しい局面に入りました。

地方財政については、国は「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定。以下「基本方針2008」という。）において、「基本方針2006」等を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進め、中期的な財政健全化の目標を確実に達成することとしています。平成21年度予算については、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ最大限の削減を行うこととし、ムダ・ゼロ、政策の棚卸し等の国における取組も踏まえ、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めるとしています。

また国の予算概算要求にあたって総務省から示された平成21年度地方財政収支の仮試算では、地方交付税は3.9%減、臨時財政対策債0.1%増（いずれも出口ベース）と試算されており、地方財政はさらに厳しくなることが予想されます。

登別市は、三位一体の改革による臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の削減による歳入の落ち込み、景気低迷や生産人口の減少による市税収入の伸び悩み、公債費がピークを迎え、高止まりの状況が続くこと、団塊世代の市職員が多数退職期を迎えることによる退職手当の急増などにより、現在、最も厳しい財政状況にあります。

平成21年度の予算編成にあたっては、「市民力を結集した協働のまちづくり」を念頭に置き、市民の視点に立ち、柔軟な発想とコスト意識をもって多様化する市民ニーズ

に応えるよう、限られた財源の重点的・効率的な活用を図ることを基本として、次により編成するものとします。

記

1. 先例にとらわれない、柔軟な発想とコスト意識をもった予算編成

先例にとらわれず、市民ニーズ、行政が担うべき必然性・必要性、投入する労力・経費に見合う成果、緊急性の有無、期待される効果を導くための手法について検討するなど、柔軟な発想とコスト意識をもって予算編成を行うものとする。

2. 「明日のまちづくり」特別枠の確保

これからのまちづくりを推進していくためには、従来からの発想の転換が必要である。また、各部内あるいは各部間で総合的視野にたった施策の展開が必要であり、その考えを具現化するため、各グループで作成する予算要求とは別枠で各部の特別枠を設けることとした。

(1) 対象とする事業

「明日のまちづくり」に向け必要となる地域活性化、安心安全なまちづくり、福祉政策などで各部が特に重点的に取り組むべき事業とし、部内協議のうえ部長が中心となり策定するものとする。

(2) 特別枠の予算額

全体予算額1,000万円程度とする。

各部の要求枠は各部200万円以内とする。

3. 市民等との協働による事務事業の構築

「市民力を結集した協働のまちづくり」を推進するためには、市民と連携しながら事業を展開することが求められる。市民からの視点や発想を事務事業に反映するよう既存の事業見直しや再構築に努めるものとする。

4. 「財政健全化に向けた取り組み」の確実な実行と予算への反映

「中期財政見通し」の収支見通しを踏まえ、「財政健全化に向けた取り組み」の平成21年度の実施項目を確実に実行するとともに、新たな取組み項目について検討し、その効果を予算に反映するものとする。

5. 新たな市民ニーズ、行政課題への対応等

新たな市民ニーズや行政課題への対応などにかかる最低限の新規・拡充事業については、事務事業評価及び実施計画ローリングを採択の基準とし、これにかかる一般財源の増については、既存の事務事業の見直しによる財源の組み替え等によって対処することを基本とする。

6. 既存施設の整備

厳しい財政状況を踏まえ、当面、市民の暮らしに不可欠な事業のほかは、新たな大型建設事業に着工する余裕はない。このことから、既存施設の利用可能期間の延長を図るための補修については、可能な限り予算付けを行うものとする。

7. 国による経済対策関連事業等の予算への反映

昨今、金融市場の混乱や世界経済の減速に伴って、国による経済対策の予算化の動きが顕著になっていることから、これら情報の入手に努め、当市の取り組みの要否を判断の上、必要な事務事業については可能な限り予算に反映するものとする。

8. 財源の確保

市財政がかつてない程の厳しい状況下にあり、歳入が確保できてはじめて事業の実施が可能となるという職員一人ひとりの再認識のもと、歳入全般にわたって財源確保に最大限の努力を払って編成する。

- (1) 市税にあつては、課税客体、課税標準等を的確に把握するとともに、特に徴収率の向上を図る。
- (2) 一般会計から繰り入れを行っている特別会計も含め、分担金及び負担金、使用料及び手数料については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、見直しを含め、検討を行うとともに、未収金の縮小に努める。
- (3) 国・道支出金や地方交付税は、本市にとって欠かせない重要な財源である。
そのため、国・道支出金については、法令や制度等を再精査し、事業の緊急性を勘案のうえ高率補助を、市債については、地方交付税措置のあるもの、条件のより良いものを活用する。
- (4) 市が保有する土地の中で利用計画のないものについては、積極的に売却する。
- (5) 創意工夫を図り、新たな収入の創出に努める。

9. 予算要求にあたって

市民サービスを維持しつつ、行政経費を大幅に縮減するためには、各グループの創意工夫が不可欠である。平成21年度予算の要求にあたっては、以上の方針を踏まえ、次により行うこととする。

- (1) 経常的経費は、法定扶助費等の義務的経費を除き、当該事業のあり方について再度検討を行うものとし、なお必要と認めたものは、ゼロベース積上げ方式で積算し、要求するものとする。
- (2) 各グループは、歳入の確保に最大限の努力を払うとともに、「財政健全化に向けた取り組み」に定めた項目（新たな取組み項目についても検討すること）はもとより、その他の事務事業や事務・管理経費についても聖域を設けることなく縮減に取り組むこととし、予算にその効果を反映して要求するものとする。

参 考

◎決算（普通会計）の状況

（単位：千円）

| 区分 | 歳入総額 ア | 歳出総額 イ | 差引額 ウ（ア-イ） | 翌年度へ 繰越すべ き財源エ | 実質収支 オ（ウ-エ） | 単年度 収支 カ |
|----------|------------|------------|---------------|----------------------|----------------|-------------|
| 平成 18 年度 | 19,503,627 | 18,736,949 | 766,678 | 0 | A 766,678 | 300,775 |
| 平成 19 年度 | 19,433,379 | 18,906,666 | 526,713 | 0 | B 526,713 | △239,965 |

※平成 19 年度単年度収支額=B-A

◎基金等の状況

（単位：千円）

| 基金等名 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 A | 平成 19 年度 B | 増減 B-A |
|-----------|-----------|------------|------------|----------|
| 財政調整基金 | 866,176 | 866,960 | 700,531 | △166,429 |
| 減債基金 | 305,178 | 328,418 | 205,481 | △122,937 |
| 備荒資金組合納付金 | 541,571 | 586,717 | 592,203 | 5,486 |
| 合 計 | 1,712,925 | 1,782,095 | 1,498,215 | △283,880 |
| 特定目的基金 | 1,485,840 | 1,361,297 | 1,328,361 | △32,936 |

※ 各年度の年度末残高による。

◎主要財政指標の推移

| 区 分 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 経常収支比率 | 88.3% | 88.7% | 91.9% | 95.2% | 95.3% | 99.6% |
| 公債費比率 | 18.7% | 19.4% | 20.0% | 20.5% | 22.1% | 24.1% |
| 起債制限比率 | 13.2% | 13.7% | 14.0% | 14.3% | 15.1% | 16.3% |
| 財政力指数 | 0.465 | 0.467 | 0.467 | 0.469 | 0.473 | 0.483 |
| 実質赤字比率 | | | | | | — |
| 連結実質赤字比率 | | | | | | — |
| 実質公債費比率 | | | | 15.7% | 17.0% | 13.7% |
| 将来負担比率 | | | | | | 78.3% |

※経常収支比率は、減収補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源とした場合の数値

※財政力指数は3か年平均の数値

○経常収支比率 経常一般財源のうち経常経費に充当された割合を示したもので、財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。

- 経常一般財源 毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用し得る収入のことをいいます。当市においては、市税と地方交付税で経常一般財源の約9割を占めています。
- 公債費比率 公債費の一般財源に占める割合をいいます。この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。
- 起債制限比率 地方債の許可制限に係る指標で、20%を超えると一般単独事業債などの借入れに制限を受けることとなります。
- 財政力指数 地方交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。財政力指数は、1に近くあるいは1を超える（普通交付税の不交付団体）ほど、財源に余裕があるものとされています。
- 実質公債費比率 平成18年度から地方債の発行が、許可制から協議制へ移行したことに伴い導入された指標で、市場の信頼や透明化等の観点から起債制限比率の算出方法に公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出分等（普通交付税措置のないもの）を加算して算出します。地方債協議制度において、この指数が18%以上の団体は、地方債発行に当って、協議制度の対象にならなくなります。
- 実質赤字比率 一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、登別市においては、一般会計と学校給食事業特別会計を合わせた赤字の割合を示すものです。
- 連結実質赤字比率 全ての会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等のほか、上下水道会計や国民健康保険特別会計など全ての会計の赤字額を連結させて算出します。
- 将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、地方債残高や退職手当引当金、第三セクター、地方三公社、一部事務組合など関連団体に対する将来的な税などの負担割合を示すものです。